

議案第 6 号

埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、埼玉県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて議決を求める。

埼玉県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

埼玉県市町村総合事務組合規約（平成 18 年指令市第 745 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 及び別表第 2 第 4 条第 1 号に掲げる事務の項組合市町村の欄中「埼玉県都市競艇組合」を「埼玉県都市ボートレース企業団」に改める。

附 則

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 2 月 21 日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

埼玉県都市競艇組合の名称変更に伴い、埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第 290 条の規定により、この案を提出するものである。